

# 「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務プロポーザル実施要領

## 1 目的

かつて塩を中心とした物産の流通路として県北沿岸から盛岡市までを結んだ「いわて塩の道」の中でも、特に塩や鉄、短角和牛等を通じて盛岡広域管内と所縁の深い「野田街道」を中心とした『「いわて塩の道」ガイドブック』等を作成し頒布等することで、県央広域圏と県北広域圏の食や史跡、歴史文化の魅力を県内外に発信し、関心を高めることにより、県央及び県北管内への誘客を促進し、圏域全体の観光振興及び地域活性化につなげるもの。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名及び数量

「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務 一式

### (2) 業務内容（仕様書参照）

「いわて塩の道」ガイドブック等の作成

- ① 「いわて塩の道」ガイドブック作成（A 5判、フルカラー20 ページ程度、2,000 部以上）  
※紙質・製本方法は提案による
- ② 「いわて塩の道」紹介パネル作成（B 2判、フルカラー、8 枚）  
※パネル材質等は提案による

### (3) 委託期間

令和3年2月（委託契約締結の日）から令和3年3月30日（火）

### (4) 予算額（見込み）

1,565 千円（税込）

## 3 参加者の資格要件

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合は、それぞれの構成員が委託業務の実施上の役割を明らかにすること。

- (1) 盛岡広域振興局等関係機関と連携し、事業にあたるができること。
- (2) 当業務の実施にあたり、発注者の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合は

あること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 141 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

#### 4 プロポーザル参加手続き等

##### (1) 担当

岩手県盛岡広域振興局経営企画部産業振興室（盛岡地区合同庁舎 8 階）  
〒020 - 0023 岩手県盛岡市内丸 11-1  
TEL:019-629-6511 FAX:019-629-6529  
E-mail: ba0001@pref. iwate. jp

##### (2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。  
※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) ⇨ 「入札・コンペ・公募情報」

##### (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

###### ア 受付期間

令和 3 年 2 月 10 日(水)正午まで

###### イ 受付場所

盛岡広域振興局経営企画部産業振興室（盛岡地区合同庁舎 3 階）  
〒020 - 0023 岩手県盛岡市内丸 11-1 TEL019-629-6511

###### ウ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式 1】「質問票」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

###### エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

###### オ 回答期限

令和 3 年 2 月 12 日（金）とする。

##### (4) 参加届出書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

###### ア 提出書類

【様式 2】プロポーザル参加届出書

【様式 3】会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注等実績

###### イ 提出期限

令和 3 年 2 月 15 日(月) 午後 5 時〔必着〕

###### ウ 提出先

盛岡広域振興局経営企画部産業振興室（盛岡地区合同庁舎 3 階）

## エ 提出方法

- ① 持参または郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、提出期限内の平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ③ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

## オ その他

提出期限までに参加届出書を提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。

### (5) 参加資格の喪失

参加者は、下記7に定める審査委員会の審査までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

## 5 企画提案について

### (1) 企画提案書等の作成

プロポーザル参加者は、「業務委託仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書は原則としてA4判サイズで作成すること（様式任意）。

- ア 業務の実施方針・実施方法
- イ 業務の実施スケジュール
- ウ 類似業務の実績
- エ 会社概要
- オ 業務の管理体制

### (2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

イ 積算内訳書は企画提案書とは別に作成して提出すること。

### (3) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 正本1部 副本4部

#### イ 提出期限

令和3年2月17日（水）午後5時〔必着〕

#### ウ 提出先

盛岡広域振興局経営企画部産業振興室（盛岡地区合同庁舎3階）

〒020 - 0023 岩手県盛岡市内丸 11-1 TEL019-629-6511

## エ 提出方法

- ① 持参または郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、提出期限内の平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- ③ 郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、期限までに提出すること。

## オ その他

- ① 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- ② 一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

#### (4) 企画提案の無効

上記3及び4(4)オにより参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

なお、無効となった企画提案を提出した参加者に対しては、文書により郵送で通知する。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治30年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 上記2(4)の予算額を超えた提案
- オ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

### 6 企画提案に関するその他事項

#### (1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

#### (2) プロポーザルに参加に要する経費について

すべて参加者が負担するものとする。

### 7 受託候補者の選定等に関する事項

#### (1) 選定方法

審査委員会を別途設置し、受託候補者の順位を決定する。

盛岡広域振興局長は、審査委員会の審査結果を参考に受託候補者を選定する。

#### (2) 審査基準

以下の基準により、審査を行い、順位を決定する。

- ア 業務目的を理解しているか  
事業目的を理解し、的確な提案となっていること。
- イ 企画提案力が優れていること  
企画の内容・方法、デザイン等について、発想やアイデアが優れており、対象の関心を引きつける工夫があり、「いわて塩の道」の周知や理解促進が図られる構成となっていること。
- ウ 業務遂行に十分な能力を有すること  
実施体制が整っていること、過去に類似の事業を実施した実績があること、または実績はないが、団体としての活動状況や組織構成等から十分な専門的能力があると判断できること。
- エ 見積が適正であること  
積算単価や数量が妥当であり、提案内容と整合性がとれていること。また、予算の範囲内で見積が行われていること。
- オ その他特に優れた点があること。  
その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

#### (3) 審査委員会の開催方法等

- ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等の書面審査で行う。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

#### (4) プロポーザル参加の辞退

ア 参加予定者が審査に参加しない場合は、令和3年2月17日（水）午後5時までに【様式4】「プロポーザル参加辞退届」を盛岡広域振興局経営企画部産業振興室に持参または郵送により提出すること。（必着）

イ アによりプロポーザルの参加を辞退した者は、これを理由として、以降盛岡広域振興局が実施する他の企画提案募集等について、不利な扱いを受けることはない。

### 8 契約に関する事項

#### (1) 契約書作成の要否

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

#### (2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

#### (3) 企画提案書の位置付け

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

### 9 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

[参考：本プロポーザルに関するスケジュール（予定）]

① 実施要領のホームページ掲載	令和3年	2月5日（金）	<b>※予定</b>
② 「質問票」提出期限		2月10日（水）	正午
③ 質問事項に対する最終回答		2月12日（金）	
④ 「プロポーザル参加届出書」提出期限		2月15日（月）	午後5時
⑤ 「企画提案書」等提出期限		2月17日（水）	午後5時
⑥ 「プロポーザル参加辞退届」提出期限		2月17日（水）	午後5時
⑦ 企画提案の審査（書面審査）		2月中旬	
⑧ 受託候補者決定		2月中旬	
⑨ 受託候補者との契約		2月下旬	

## 「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務委託仕様書

この『「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務委託仕様書』は、盛岡広域振興局（以下「局」という。）が実施する『「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務（以下「本業務」という。）』について、委託業務を行う事業者（以下「受託者」という。）に要求する仕様等について定めるものである。

### 1 本業務の概要

#### (1) 名称

「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務

#### (2) 目的

かつて塩を中心とした物産の流通路として県北沿岸から盛岡市までを結んだ「いわて塩の道」の中でも、特に「野田街道」は塩や鉄、短角和牛等を通じて盛岡広域管内と所縁が深い。

この「野田街道」を中心として、県央広域圏と県北広域圏の食や史跡、歴史文化の魅力を県内外に発信し、関心を高めることにより、県央及び県北管内への誘客を促進し、圏域全体の観光振興及び地域活性化につなげることを目的として『「いわて塩の道」ガイドブック』等を作成するもの。

#### (3) 内容

(ア) 「いわて塩の道」ガイドブックの制作に関する冊子全体のデザイン、印刷・製本、納品までの一連の業務

(イ) 「いわて塩の道」紹介パネルの制作に関する冊子全体のデザイン、製作、納品までの一連の業務

#### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月30日（火）まで

#### (5) 委託料の上限額

1,565千円以内（税込）

### 2 委託業務内容等

#### (1) 「いわて塩の道」ガイドブックの制作

##### (ア) 規格

A5判、フルカラー20ページ程度（表紙、裏表紙含む）

※紙質・製本方法は提案による

##### (イ) 作成部数

2,000部以上

##### (ウ) 構成

- 表表紙 1ページ
- 「いわて塩の道」概要について 2～3ページ

- 「いわて塩の道」と「野田塩」 4～5 ページ
- 「いわて塩の道」と「鉄」 6～7 ページ
- 「いわて塩の道」と「短角牛」 8～9 ページ
- 「いわて塩の道」と「食」 10～11 ページ
- 「いわて塩の道」 県央マップ 12～13 ページ（葛巻町から盛岡市）
- 「いわて塩の道」 県北マップ 14～15 ページ（野田村から久慈市山形）
- 「いわて塩の道」 沿線市町村紹介 16～18 ページ
- アクセスマップ 19 ページ
- 裏表紙 20 ページ

なお、構成は局からの指示により、見直しを行う可能性があること。

#### (エ) 業務内容

##### ① 全体デザイン

- 『「いわて塩の道」ガイドブック』全体のデザインを考案すること。
- デザインは提案事項とすることとし、ガイドブックとして「いわて塩の道」に興味を持ち、読みたいと感じられる体裁となるよう配慮すること。
- デザインは、局からの指示により、随時見直しを行う可能性があること。

##### ② 原稿作成

- 掲載原稿については、局からの提供を受け、体裁調整を行うこと。
- 「いわて塩の道」に関する画像データは、原則、局が所有する「塩の道映像素材等（ファイル形式：MP4 ファイル(4k)、ISO Image File (.iso))」から引用し、使用すること。
- 必要に応じて図表やイラストを新たに作成し、分かりやすい体裁に整えること。

#### (2) 「いわて塩の道」紹介パネルの制作

##### (ア) 規格

B 2判、フルカラー ※材質は提案による

##### (イ) 作成枚数

8枚程度（上記2(1)(ウ) 2～11 ページの内容をまとめた4枚程度×2セット）

##### (ウ) 業務内容

##### ① 全体デザイン

- 全体のデザインを考案すること。
- デザインは「いわて塩の道」に興味を持ち、見やすいと感じられる体裁となるよう配慮すること。
- デザインは、局からの指示により、随時見直しを行う可能性があること。

##### ② 原稿作成

原稿は『「いわて塩の道」ガイドブック』のものを使用する。

#### (3) 共通事項

##### (ア) 印刷・製本、納品

- ① 県から校了の確認がとれた後に、印刷・製本作業を行うこと。
- ② 納期は、令和3年3月30日（火）を期限とするものであること。

- ③ 納期までに、印刷物及びデジタルデータ（デジタルデータ（PDF形式））を納品すること。
- ④ 印刷物の納品先は以下のとおり  
盛岡広域振興局経営企画部産業振興室（盛岡地区合同庁舎3階）  
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1

(イ) 留意事項

- ① 契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。
- ② 実施に当たり、不確定要素や局、関係機関等の協力要件がある場合、受託者は、具体的かつ明確にその内容を示し、局と協議すること。
- ③ 受託者は、割付け、校正その他の編集作業の一切を行い、随時、局に対して原稿及び割付原稿及び割付見本を提示し、内容の確認を受けること。

### 3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- (ア) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (イ) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等の必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (ア) 局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (イ) 局は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (ウ) 受託者は、上記(ア)、(イ)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者に対する開示及び漏えいを行ってならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務において作成した成果物に係る権利は、局から受託者に本業務に係る費用が完済



されたときに、受託者から局へ移転するものとする。

ただし、権利の移転前であっても、局が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

#### **4 事業実績報告**

この事業が終了した後、委託期間の終了日までに、事業完了報告書を作成し、提出すること。

※ 事業完了報告書様式は別に定める。

#### **5 その他**

本事業に計上している経費であって、何らかの事由で当該経費が不要となる場合は、局と協議の上、代替措置を講ずる、又は委託金額から差し引く等の措置を行うことがあること。

また、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、局と協議の上実施すること。

## 「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」は、盛岡広域振興局（以下「局」という。）が実施する「「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案のプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務にかかるプロポーザル審査は、「いわて塩の道」ガイドブック等作成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

### 2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

選定基準	審査の観点	配点	
業務目的の理解	事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	20	20
企画提案力	企画の内容・方法等について、発想やアイデアが優れており、対象の関心を引きつけ、理解を一層深める構成となっているか。	20	60
	全体として統一感があり、魅力的なレイアウトやデザインで構成され、かつ、見やすく分かりやすい体裁となっているか。	20	
	「いわて塩の道」の周知や理解促進が図られる構成となっているか。また、その工夫がなされているか。	20	
業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 イ 履行期限を考慮した作業スケジュールであるか。	10	10
積算内容	ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。 イ 提案内容と整合性はとれているか。	10	10
合 計			100

### 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて局に報告するものとする。  
 なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、後日、再度審査を行い順位等を決定するものとする。この場合、持ち回りによって審査、決定することができるものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

#### **4 受託者の選定**

盛岡広域振興局長は、審査委員会の審査結果を参考に、受託候補者を選定する。

#### **5 審査結果の通知及び公表**

審査結果は、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県ホームページに掲載して公表する。